

【 利用にあたって主催者に講じていただく主な感染防止策 】

○ マスクの着用

- ・ マスクの着用状況を確認し、参加者がマスクを持参していない場合は、主催者側でマスクを配布し着用率100%にしてください。
※乳幼児などマスクの着用が困難な方やマスク着用のままでは不可能な活動する場合を除く

○ 大声の抑止

- ・ 大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等を行ってください。
- ・ 舞台（演者）から観客まで最低2mの距離を確保してください。

○ 手洗いの推奨

- ・ 参加者にこまめな手洗いを推奨してください。

○ 消毒の徹底

- ・ 主催者側で消毒液を設置し、参加者にこまめな手指消毒を推奨してください。
- ・ 主催者側による施設内でのこまめな消毒を行ってください。

○ こまめな換気

- ・ 窓を常時開放、もしくはこまめに開放して換気してください。また、多目的ホールにおいては窓がないため扉や非常口を開けて換気してください。
- ・ 外部に音や匂いが漏れる恐れがある場合は、窓や扉を常時開放にせず、イベントを一時休止する等、音や匂いが漏れない状態にしてから窓や扉を開けて、換気してください。

○ 密集の回避

- ・ 入退場時や待合場所等の密集を回避する措置（人員の配置、時間差入退場等）を講じてください。
※ロビーや廊下を占有することはできません。

○ 身体距離の確保

- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔を確保してください。
※最低限、人と人が触れ合わない程度の間隔

○ 飲食の制限

- ・ 飲食は、主催者側が飲食用の感染防止対策を講じた上で、施設管理者が許可した場所でのみ行ってください。※飲食をお考えの場合は、施設利用許可申請時に施設管理者にお申し出ください
- ・ 休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の措置を講じてください。

○ 参加者の制限

- ・会場への入場時に検温を行い、発熱等の症状がある参加者（来場者）及びスタッフ等関係者の入場を防止してください。
- ・入場を断った際の参加料等の払い戻し措置は、主催者の判断で主催者が適切に行ってください。
- ・海外への訪問歴が14日以内にある方は参加させないでください。

○ 参加者の把握

- ・不特定の方を参加させないでください。
- ・主催者（関係者）及び参加者（来場者）の氏名と緊急連絡先を把握するために名簿を作成し、施設管理者の要請に応じて提出できるよう保管しておいてください。また、作成した名簿は必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを全員に事前周知してください。
- ・接触確認アプリの利用推奨等、具体的措置を講じてください。

○ 演者の行動管理

- ・有症状者は出演、練習を控えさせてください。
- ・演者と観客がイベント前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じてください。
(接触が防止できないイベントは開催を見合わせてください)
- ・合唱等、発声する演者間での感染リスクに対処してください。

○ イベント前後の行動管理

- ・イベント前後の感染防止（交通機関・飲食店等の分散利用）の注意喚起を行ってください。
- ・主催者及び参加者が県外にお住まいの方は、当該都道府県の移動に関する方針に留意し、「新しい生活様式」を心掛けた行動をしてください。

○ 地域の感染状況に応じた対応

- ・地域の感染状況に変化があった場合は柔軟に対応してください。

○ その他

- ・施設利用許可申請日以降、状況の変化等により予告なく施設の利用条件が変わる場合があります。その際は、新たな利用条件に従いご利用いただきます。また、必要に応じて利用許可の取消しを要請する場合もありますので、予めご留意ください。

参考

- ・新型コロナウイルス感染症に係る市主催（共催）のイベント等の開催基準（令和3年3月5日現在）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』Ver.9